

令和 5 年 5 月 17 日現在

機関番号：24405

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K00105

研究課題名（和文）トランスナショナルなシティズンシップと人権に関する思想史的研究

研究課題名（英文）Philosophical and Historical Study on Transnational Citizenship and Human Rights

研究代表者

中村 健吾（Nakamura, Kengo）

大阪公立大学・大学院経済学研究科・教授

研究者番号：70254373

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 900,000円

研究成果の概要（和文）：私はこの研究により、普遍主義的な人権と個別主義的なシティズンシップの諸権利とのあいだを架橋しうる哲学的な理路を開拓しようと試みた。標準的な理解によれば、人権は人間が単に人間であるというだけで有している権利であり、国籍や性別や能力を原理的には問わない。それに対し、シティズンシップにもとづく諸権利のほうは、特定の政治的共同体の市民であるものに対してのみ認められる権利だとみなされる。しかしながら、諸権利の発展の歴史を振り返るなら、権利の享有主体が拡大する場合でも、道徳上の新しい要求が権利として認定される場合でも、人格性や権利内容に関して相互承認をめぐる闘争が生じていることが判明する。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、法学においても哲学においてもその妥当根拠が依然として曖昧である人権の論理的な基盤を明らかにすることに貢献するものである。本研究はまたそのことをとおして、通常理解にしがたえば特定の政治的共同体の成員資格を意味するとみなされがちなシティズンシップを、普遍主義的な人権の理念へ架橋していくための理路を明らかにする。そうすることによって、シティズンシップはもはや、個別主義的で静態的なシティズンシップの固定観念を越えて、21世紀においても欧州シティズンシップとして具体化されつつあるトランスナショナルなシティズンシップの構想を語るができるようになる。

研究成果の概要（英文）：Through this study I tried to clarify the philosophical logic for building a bridge between the universal human rights and the citizenship rights. According to the standard understanding, human rights are regarded to be enjoyed by every human person without any conditions or restrictions on the one hand. In contrast to this, citizenship rights are applied only to the citizens of particular political community like a national state, on the other hand. But when we look closely at the historical development of human rights and citizenship rights, we can find out that there were always struggles around the recognition both of new subjects of rights and of new rights. Such a basic logic of struggle around the mutual recognition was founded by J.G.Fichte and G.W.F.Hegel in particular in the history of western philosophy. This study has tried to develop the insights of these two philosophers to build the theoretical connection between human rights and citizenship rights.

研究分野：社会思想史

キーワード：シティズンシップ 人権 相互承認

1. 研究開始当初の背景

この研究は、研究代表者が2017年度まで約15年にわたって別々に取り組んできた、人権の妥当根拠に関する哲学的・社会思想的な研究と、EUシティズンシップをはじめとするトランスナショナルなシティズンシップの発展経過及び現状に関する研究とを接合することを、発想の基本に据えた研究である。

2. 研究の目的

本研究は、シティズンシップと人権を根拠づける共通の論理を探ることにより、ときに対立して理解されることのある両者のあいだに橋を架けることを目的としている。言い換えれば、市民の共同体に包摂される人の範囲が拡張されていく際の根拠と、人格として認知され人権の主体として承認される際の根拠とを明らかにし、シティズンシップを人権の理念に向かって開いていく理路を示したいと考えている。シティズンシップの拡張や人権の内容充実が起きる際に実際に主張される論拠は、具体的な不利益や侮辱の経験に端を発してはいる。しかし、それらを根源まで突きつめて分析すると、しばしば「人格性」、「尊厳」、「人間存在の脆弱性」といった近現代の法哲学が論じてきた主題と重なるようになる。本研究では、一方においてホームレス生活者、移民・難民といった人びとの経験を分析するとともに、他方において思想史・概念史上の整理を進めていく。

3. 研究の方法

一方では、J.G.フィヒテやG.W.F.ヘーゲルをはじめとするドイツ観念論哲学の法哲学のテキストの分析を行ないながら、他方では、EUシティズンシップや欧州シティズンシップをはじめとする21世紀のシティズンシップの発展形態について現状を分析するという、2つの異なる方法を併用する。

4. 研究成果

研究代表者はこの研究により、普遍主義的な人権と個別主義的なシティズンシップの諸権利とのあいだを架橋しうる哲学的な理路を開拓しようと試みた。標準的な理解によれば、人権は人間が単に人間であるというだけで有している権利であり、国籍や性別や能力を原理的には問わない。それに対し、シティズンシップにもとづく諸権利のほうは、特定の政治的共同体の市民であるものに対してのみ認められる権利だとみなされる。しかしながら、諸権利の発展の歴史を振り返るなら、権利の享有主体が拡大する場合でも、道徳上の新しい要求が権利として認定される場合でも、人格性や権利内容に関して相互承認をめぐる闘争が生じていることが判明する。

2018年度は、本件とは別に私が研究代表者となり3年間にわたって進めてきた科研費による研究(「EUの多次元的な福祉レジーム改革とシティズンシップの変容に関する研究」、課題番号:16H05730)の最終年度にあたるため、年に2回の研究会を通じて共有された研究分担者たちによるEU加盟各国での福祉レジーム改革に関する調査結果をも参照しながら、「社会的に排除された人びと」の実態とその支援策の展開について知見の整理を進めた。その際、EUによる移民統合政策と共通庇護制度の分析を担当した私自身は、欧州委員会が2000年代に入ってから提唱した定住移民のためのcivic citizenshipという構想の行方、ならびにEU加盟各国において施行されている移民への「市民統合(civic integration)」政策の展開に着目して、2003年に採択されたEUの「家族再結合指令」および「長期居住者指令」が、(EU加盟国の国籍を有する市民のみが享受することのできる)EUシティズンシップとは異なる広義の欧州シティズンシップの形成にとって有する意味を考察した。上記の調査作業を整理するための理論的枠組みとして、フランスの政治哲学者であるJ.ランシエールのいう「政治」と「人権」の独特な概念、ならびにイギリスの政治哲学者であるE.アイシンが提唱する「遂行的シティズンシップ」の概念を援用し、得られた知見への分析を行なった。以上の研究の成果は、私が2019年9月に公刊した論文「EUは越境する人の権利をどこまで認めているか?」において発表した。また、上記の共同研究の成果をまとめた編著を出版する計画を研究分担者とともに立案した。

2019年度は、本件とは別に私が研究分担者として参加している科研費による共同研究(「EUとその加盟国における多様な社会的包摂政策の展開とシティズンシップに関する研究」、課題番号:19H01592、研究代表者:福原宏幸)の初年度にもあたっており、私が福原宏幸とともに主宰する「EU福祉レジーム・市民権研究会」の例会をとおして、EU加盟各国における社会的排除とシティズンシップの毀損、そしてそれらに対抗する社会的包摂政策の展開と欧州シティズンシップの変容について、共同研究を実施してきた。この共同研究の枠内において私が2019年度に主に取り組んだのは、1)EUの『欧州2020戦略』の進捗状況、2)EU加盟国における就労アクティベーション政策の展開にともなう「就労貧困層(ワーキング・プア)」の拡大、3)EUにおける移民と難民への「市民統合」政策の展

開にともなう欧州シティズンシップの変容という3つの論点に関する調査と分析である。上記2)の調査・分析の成果は、以下の10.に記す『日本労働研究雑誌』掲載の論文において発表した。また、1)と3)の調査・分析の成果は、私が共編著者となって2020年9月頃にナカニシヤ出版から刊行を予定している著書『岐路に立つ欧州福祉レジーム:EUは市民の新たな連帯を築けるか?』(仮題)の序章と第10章において提示する。一般に人権の根拠とみなされている「人間の尊厳」の概念については、私が2019年度の後期に大阪市立大学経済学部において講じた「社会思想史特殊講義」において考察を深めた。近年の「ケアの倫理」において重視されている人間存在の「脆弱さ(vulnerability)」に着目し、「脆弱さ」を出発点にして人と市民の権利を考えたS.プーフェンドルフの思想に取り組んだ。

2020年度は、本件とは別に私が研究分担者として参加している科研費による共同研究(「EUとその加盟国における多様な社会的包摂政策の展開とシティズンシップに関する研究」、課題番号:19H01592、研究代表者:福原宏幸)の2年目でもあり、私が福原宏幸とともに主宰している「EU福祉レジーム・市民権研究会」の例会をとおして、EU加盟各国における社会的排除とシティズンシップの毀損、そしてそれらに対抗する社会的包摂政策の展開と欧州シティズンシップの変容について、引き続き共同研究を行なった。この共同研究の枠内において私が主に取り組んだのは、1)2017年に公布されたEUの「欧州社会権の柱(EPSR)」の有する意義、2)欧州シティズンシップの変容を捉えるための理論図式としての「民主主義的包摂」(R.バオベック)の理論の検討、ならびに3)コロナ危機下におけるEUレベルでの公衆衛生政策の展開の分析である。これらの検討・分析の成果は、福原宏幸・中村健吾・柳原剛司(編)『岐路に立つ欧州福祉レジーム』(ナカニシヤ出版、2020年)に収められている「まえがき」、序章、第10章のなかで提示されている。すなわち、上記の1)は序章、2)は第10章、3)は「まえがき」において提示されている。人権論については、ヘーゲルの『法の哲学要綱』の第1部である「抽象的な権利」を再読し、そこにおける「人格」の概念の両義性について考察を施した。すなわち、ヘーゲルにとって、私法上の諸権利の担い手となる人格は、一方では相互承認しあう自由な権利主体として、近代世界において欠かせない存在である。しかしながらそれは他方では、公民(citoyen)にはなりえないエゴイスティックで私的な市民(bourgeois)でしかない。現代におけるリベラリズムとコミュニタリアニズムとの対立を想起させるヘーゲルのこうした両義的な人格論は、実はシティズンシップにおける権利と義務との相関にも波及しうる。

2021年度には、G.W.F.ヘーゲルの全集に収められている『主観的精神の哲学に関する講義録』の1822年版、1825年版、1827-28年版における普遍的自己意識の成立過程についての叙述を比較対照することにより、ヘーゲルにおいて法 権利概念の生成の基盤となる自己意識の相互承認の基本構造の解明を一步進めることができた。すなわち、ヘーゲルの『精神の現象学』における「自己意識」に関する章では未完に終わることになっている主(Herr)と下僕(Knecht)との承認をめぐる闘争の結末は、『精神哲学』においては数多くの自由な自己意識の存在を自我が承認するにいたるという経緯をたどるのである。

上記の点は、ヘーゲルが生前に公刊した『哲学的諸学の百科全書』所収の『精神哲学』においては明示されていない論点であり、ヘーゲルの法 権利の理論の解明にとっても有意義である。というのも、「我(Ich)」と「汝(Du)」という2人のみの関係では、第3者による客観的な正義の観点を必須とする法 権利の 観念の形成には到りえないのであって、そこには数多くの自由な第3者の存在を「我(自我)」が承認することが介在しなければならないからである。

なお、本研究の副産物として、U.プラント/M.ヴィッセン著『地球を壊す暮らし方』(ドイツ語の原題は『帝国型生活様式(Imperiale Lebensweise)』)の翻訳書を、2022年6月に岩波書店から公刊した。この著作の最終章で述べられている「連帯型生活様式」という構想は、研究代表者が抱いているトランスナショナルなシティズンシップの構想と親和するものである。

研究の最終年度である2022年度には、2020年以降における新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大のなかで、EU(欧州連合)においてトランスナショナルな社会的権利を実質化しようとする試みが進行しつつあることを突きとめ、EUとその加盟国によるそうした試みを包括的に提示するための編著(『コロナ危機と欧州福祉レジームの変容』仮題)を2022年度に準備することができた。同編著は、2023年9月に出版社の昭和堂より公刊される予定である。

より具体的に述べるなら、EUはコロナ危機を経て、EUが債券を発行して金融市場から資金を調達し、それをコロナ危機の影響が深刻な加盟国に無償で支給する という財政移転

の仕組みをとまなう『次世代 EU』という画期的な制度を 2000 年に設けた。EU はこれに加えて、『欧州保健同盟』の建設や『欧州社会権の柱・行動計画』をとおして、トランスナショナルな社会的諸権利を保障しうる「強い社会的ヨーロッパ」の建設を志向するようになっている。前段落で記した内容を、研究代表者は上記の編著の序章において叙述した。この序章では、権利保障のための新しい制度的枠組みの形成を EU において可能にした政治的・社会的力関係の変動を分析している。それは実はとりもなおさず、既存の社会的権利の妥当範囲の拡張にかかわる相互承認の闘争過程なのである。

しかしながら、EU に関する上記の研究成果は、2021 年度までに研究代表者が部分的ながら進展させてきた哲学史上の相互承認理論と接合するにはいたっていない。この接合作業は、2023 年度以降の研究課題として残る。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 2件）

1. 著者名 中村健吾	4. 巻 No.713
2. 論文標題 アクティベーション政策とは何か	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 日本労働研究雑誌	6. 最初と最後の頁 4-16
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 中村 健吾	4. 巻 119巻1号
2. 論文標題 EUは越境する人の権利をどこまで認めているか？	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 経済学雑誌	6. 最初と最後の頁 41 80
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 中村 健吾	4. 巻 42号
2. 論文標題 書評『福祉政治史』（田中拓道著、勁草書房、2017年）	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 社会思想史研究	6. 最初と最後の頁 161 164
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計4件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 中村健吾
2. 発表標題 多重の危機以降のEUにおける社会政策の発展傾向・帰結と欧州シティズンシップの現在
3. 学会等名 EU福祉レジーム・市民権研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 中村健吾
2. 発表標題 コロナ危機とEU
3. 学会等名 EU福祉レジーム・市民権研究会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 中村健吾
2. 発表標題 「国家の国際化」と「帝国型生活様式」
3. 学会等名 政治経済学研究会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 中村健吾
2. 発表標題 市民的自由を得るための鉄鎖としての社会契約
3. 学会等名 政治経済学研究会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 ウルリッヒ・ブランド、マークス・ヴィッセン著（中村 健吾、斎藤 幸平監訳）	4. 発行年 2021年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 330
3. 書名 地球を壊す暮らし方：帝国型生活様式と新たな搾取	

1. 著者名 福原 宏幸、中村 健吾、柳原 剛司	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ナカニシヤ出版	5. 総ページ数 362
3. 書名 岐路に立つ欧州福祉レジーム	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------